

議第26号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第58号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別表第43(12)の項の次に次のように加える。

(12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	30,000円
--	---------

別表第43(16)の項の次に次のように加える。

(16)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第43(17)の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表(19)の4の項の次に次のように加える。

(19)の5 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第43(33)の項アおよび(35)の項ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表(36)の項中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(37)の項中「の建築物」の右に「の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(38)の項中「建築の」を「新築または一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表第45(2)の項中「獣医師」の右に「または知事の登録を受けた飼養衛生管理者」を加える。

別表第54中「宅地造成等規制法に」を「旧宅地造成等規制法に」に改め、同表(1)の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」

に改め、「昭和36年法律第191号）」の右に「（以下この表において「旧法」という。））」を加え、同表(2)の項中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第45の改正規定 公布の日
- (2) 別表第43の改正規定 令和5年4月1日
- (3) 第2条および別表第54の改正規定 令和5年5月26日